

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 あて

原子力委員会委員長

日本原燃株式会社再処理事業所における核燃料物質の加工の事業の許可について（答申）

平成19年6月4日付け平成17・04・20原第18号（平成21年7月3日付け平成17・04・20原第18号及び平成21年12月18日付け平成17・04・20原第18号をもって一部補正）をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおり妥当と認める。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

本申請は、日本原燃株式会社が、同社再処理事業所再処理施設において回収するウラン・プルトニウム混合酸化物（以下「MOX」という。）粉末を用いて発電用軽水型原子炉用MOX燃料を製造するため、同事業所内にMOX燃料加工施設を新設することから、核燃料物質の加工の事業の許可を受けようとするものである。

なお、原子力政策大綱では再処理施設の運転と歩調を合わせ、国内のMOX燃料加工事業の整備を進めることとされている。

1. 法第14条第1項第1号（加工の能力）

本申請に係る加工の能力は、国内電気事業者のプルトニウム利用計画における核燃料物質の需要に比して著しく過大になることはない認められるとした経済産業大臣の判断は妥当である。

2. 法第14条第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本申請に係る施設の工事に必要とされる資金は、申請者の自己資金等及び借入金により充当する計画であり、その資金の確保に見通しがあること、また、加工の事業の開始後における資金計画については債務返還等を減価償却費等により充当する計画であり、その資金の確保に見通しがあること、及び収支見積りについては累積債務の返済に見通しがあることから、加工の事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があるものと認められるとした経済産業大臣の判断は妥当である。